平成２５年（フ）第１４９号
相模原市緑区橋本５丁目39番33号
債務者　齋藤　享子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５０号
相模原市中央区上溝3843番地60
債務者　近藤　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５１号
相模原市南区相南３丁目38番22号　サンパレス相南205
債務者　大江　和俊
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５９号
神奈川県座間市明王７番地の２　第３明王荘104号
債務者　高橋　弘晃
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１６６号
相模原市南区南台５－５－２　ＴＣＲＥ208、住民票上の住所相模原市南区上鶴間本町４丁目39番23号　レインボーカースル202
債務者　長門　晃太
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０号
京都府福知山市字榎原482番地
債務者　萩野美保子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地４号棟920号室
債務者　今西　美樹
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
大阪府河内長野市小山田町580番地の１―908号
債務者　碇山　広志
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
堺市北区大豆塚町１丁23番地33　マンション大豆塚202号
債務者　森本奈保子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
堺市西区浜寺公園町３丁261番地　クラフトハイツ302号
債務者　白井　智樹
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１６号
大阪府羽曳野市野々上５丁目12番１―305号、住民票上の住所大阪府藤井寺市藤井寺２丁目７番17号
債務者　佐武　弓子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
大阪府柏原市上市１丁目３番35―２―406号　ハイツ柏原２号棟406
債務者　小林　　功
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
北海道室蘭市小橋内町１丁目22番７号
債務者　前川　　守
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
盛岡市山岸２丁目14番16―107号
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２号
福島県喜多方市高郷町川井字上川井506番地
債務者　堀井　国昭
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
新潟県上越市大字土橋2272番地ヴィラ・ホシ105号
債務者　金巻　知子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３３号
新潟県上越市新町40番地１大山ハイツ101号
債務者　保坂実奈子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
新潟地方裁判所高田支部